## 令和4年度

# 経営状況説明書

事業計画 · 収支予算

公益財団法人長崎市スポーツ協会

## 目 次

令和4年度公益財団法人長崎市スポーツ協会事業方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
令和4年度公益財団法人長崎市スポーツ協会事業計画・・・・・・・・2~	· 5
令和4年度公益財団法人長崎市スポーツ協会収支予算書・・・・・・・6~	7
[参考]	
公益財団法人長崎市スポーツ協会基本財産受入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
公益財団法人長崎市スポーツ協会定款(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
地方自治法・地方自治法施行令(抜粋)・・・・・・・・・・・・1	0
公益財団法人長崎市スポーツ協会設立までの経過 ・・・・・・・・1	0
公益財団法人長崎市スポーツ協会役員名簿 ・・・・・・・・・・・1	1

#### 令和4年度公益財団法人長崎市スポーツ協会事業方針

公益財団法人長崎市スポーツ協会は、昭和21年に長崎市体育協会として創立した。平成2年に財団法人化を行い、平成20年に施行された新たな公益法人制度に基づき平成26年4月1日付で公益財団法人長崎市体育協会として再スタートした。さらに、平成30年4月1日付けで公益財団法人長崎市スポーツ協会へと名称の変更を行い、現在に至っている。

本協会は、長崎市におけるアマチュアスポーツを統括する団体として、47加盟団体及び 長崎市スポーツ少年団はもとより、その他のスポーツ・レクリエーション関係機関及び団体 との緊密な連携のもとに、長崎市におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り ながら、市民の体力向上・健康増進に寄与する目的を達成するために、競技力向上対策事業 をはじめジュニアスポーツ対策事業など15事業を実施する計画である。

中でもジュニア層の競技力向上対策については、長崎がんばらんば国体を目標に、小・中学生を中心としたジュニア層の育成に中長期的な観点から計画的な支援事業を行った結果、同国体で、本県選手団は39競技で熱戦を繰り広げ、悲願の天皇杯を獲得した。

本協会は、この長崎がんばらんば国体での成果を糧として、今後ともジュニア層のさらなる競技力向上を最重点事業に定め、本協会と長崎市並びに加盟団体が一丸となって、ジュニア層の育成強化を計画的に推進するとともに、オリンピックなどの大型スポーツイベントに向け、事業計画に基づいて各種スポーツの普及・振興事業に取り組んでいく。

また、市民の健康保持・増進を目的とした生涯スポーツへの関心が高まっている中で、平和公園一帯に存する陸上競技場等の競技施設はもとより、他のスポーツ施設についても各種競技の今日的な課題とニーズに即応するとともに、市民が快適にスポーツに親しむことができるような施設整備とそれを効率的に利用できるように、長崎市に対し、要望していく。

本協会の財政状況は、基本財産運用収入が長期金利の低下により減少傾向にあるが、駐車場料金の適正化をしたことで、駐車場事業収入の安定化を図った。しかし、他の自主財源の増額が望めない状況では、長崎市からの運営費補助に依存しているのが現状である。よって、健全な財政運営を図るためには、本協会は、長崎市からの補助・受託事業はもとより全ての事務事業において節減を図り、総合的、計画的な協会運営に努める。

#### 令和4年度公益財団法人長崎市スポーツ協会事業計画

#### 1 競技力向上対策事業(定款第4条第1項第1号・第2号)

加盟団体が主催する強化練習及び講習会等の経費を実施団体へ助成し、国体種目の競技力向上並びに全種目の普及を図る。

#### ① 国体種目競技力向上対策事業

種 目:35競技

対象事業:強化練習、遠征試合等

#### ② スポーツ普及事業

種 目:45競技

対象事業:スポーツ教室、実技講習会等

#### ③ 国体現地激励事業

派遣人員:役員等2人

派 遣 先:栃木県ほか

#### 2 県民体育大会派遣事業(定款第4条第1項第3号)

諫早市を主会場として県央地区を中心に開催される第73回長崎県民体育大会へ、 長崎市代表選手及び本部役員を派遣する。

期 日: 令和4年11月12日(土)・13日(日)

会 場:諫早市、大村市、島原市等の周辺の競技場、体育館など

種目:40競技

#### 3 ジュニアスポーツ対策事業(定款第4条第1項第1号・第2号)

ジュニア層の競技力が向上したことで、本市の各層全体の競技力向上にその成果が現れてきている。

長崎がんばらんば国体後も、オリンピックなどの大型スポーツイベントに向け、引き続きジュニア層に対し、競技力向上対策を強力に推進するとともに、スポーツを通して青少年の心身の健全育成を図るため、加盟団体と連携し、スポーツ教室等を組織的、計画的に開催してジュニア層の育成に取り組む。

種 目:45競技

対象事業:小・中学生・高校生を対象とした強化練習・合宿、遠征試合、

優秀チーム・指導者招致及びスポーツ教室等

#### 4 国民体育大会選手派遣費補助事業(定款第4条第1項第3号)

国民体育大会九州ブロック大会及び本国体に出場する本市の監督・選手に対して、 派遣費を補助し激励する。

補助額:九州ブロック大会 1人につき 3,000円

本国体 1人につき 5,000円

#### 5 市民体育・レクリエーション祭受託事業(定款第4条第1項第2号・第5号)

市民にスポーツ参加の機会を提供し、市民一人ひとりが、スポーツ・レクリエーションに親しみ、体力つくりや健康つくりに努め、明るい人間性豊かな市民生活の向上に資するため、長崎市との共催による総合体育祭を開催する。

期 日:令和4年10月10日(月:祝日)

会 場:長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場ほか

種 目:38競技

#### 6 長崎新春駅伝受託事業(定款第4条第1項第2号・第5号)

多数の市民に走る楽しさ等の機会を提供するため、長崎市との共催による新春駅伝を 開催する。

期 日:令和5年1月8日(日)

会 場:長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場・園内道路

種 目:一般の部(男子・女子)・高校生の部(男子・女子)

・中学生の部 (男子・女子)・・・・・・・6 区間 1 8.6 8 Km

・小学生高学年の部 (4~6年生男女混合可)

・小学生低学年の部 (1~3年生男女混合可)・・4区間4.9 Km

#### 7 はじめようスポーツ受託事業(定款第4条第1項第2号)

子どものスポーツ離れを解消するため、小学生以下の子どもを対象にスポーツを始めるきっかけづくりのスポーツ体験教室を長崎市との共催により開催する。

期 日:令和4年7月ごろ

会場:出島メッセイベント・展示ホール

対 象:小学生以下の子どもとその保護者

体験種目:10種目程度

#### 8 指導者養成事業(定款第4条第1項第4号)

指導者の育成・資質の向上を図るため、加盟団体が主催する研修会及び講習会等開催経費の一部を助成する。

対象団体:全加盟団体

対象事業:指導者研修会・審判講習会等

#### 9 スポーツ教室開催事業 (定款第4条第1項第2号)

スポーツをする市民の拡大・競技力の向上を図るため、加盟団体が主催するスポーツ教 室等開催経費の一部を助成する。

対象団体:全加盟団体

対象事業:市民対象のスポーツ教室、実技講習会等

#### 10 広報事業(定款第4条第1項第7号)

市民にスポーツへの興味と関心を抱かせ、スポーツ行事への理解と参加を促すため、本協会の事業やスポーツ関連情報を広報し、スポーツの普及・振興を図る。

広報紙名:[スポーツタウンながさき]

#### 11 表彰事業(定款第4条第1項第8号)

スポーツの振興に顕著な功績があった市民及び優良団体を、市民体育・レクリエーション祭の開会式において表彰する。

#### 12 駐車場事業(定款第4条第3項第2号)

長崎市から茂里町高架道路下市道用地の占用許可を受け、賛助会員が平和公園運動施設等を利用する場合の駐車の便宜を図る。

駐車可能台数:63台

駐車可能時間:早朝~22時

#### 13 自動販売機事業(定款第4条第3項第1号)

市営スポーツ施設・茂里町駐車場内に自動販売機を設置し、施設利用者の便宜を図る。

設置個所・台数:市民総合プール 6台

諏訪体育館 1台 茂里町駐車場 1台

#### 14 スポーツに関する相談・後援等の協力(定款第4条第1項第6号)

スポーツに関する相談を受け、各種スポーツ大会への後援等により、側面からスポーツ の普及・振興をサポートする。

#### 15 会 議(定款第4条第1項第9号)

本協会の円滑な運営と事業の適切な展開を期するため、評議員会、理事会、専門委員会等の諸会議を開催する。

開催予定時期	理事会	評議員会	表彰審査委員会	その他の会議
令和4年 4月	第1回理事会			四役会議
5月	第2回理事会	定時評議員会		ジュニア対策協議会
6月				スポーツ少年団本部委員会
8月	第3回理事会		第1回表彰審査委員会	四役会議
				加盟団体連絡委員会
11月	第4回理事会		第2回表彰審査委員会	四役会議
令和5年 1月	第5回理事会			広報委員会・四役会議
2月		臨時評議員会		広報委員会
3月				スポーツ少年団本部委員会

その他、必要の都度諸会議を開催する。

## 令和4年度公益財団法人長崎市スポーツ協会収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

;	—————————————————————————————————————	<u> </u>	公益目的事業	収益事業	法人会計	(単位:円)   合 計
I 一般正味財	 産増減の部					
1 経常堆	自減の部					
(1) 経	常収益					
基	本財産運用益		2,000	0	0	2,000
	基本財産受取利息		2,000	0	0	2,000
受	取会費		0	10,000,000	920, 000	10, 920, 000
	正会員受取会費		0	0	920, 000	920, 000
	賛助会費収益			10, 000, 000	0	10, 000, 000
事	業収益			1, 121, 000	0	1, 121, 000
	施設使用料収益			81,000	0	81, 000
	販売手数料収益			800,000	0	800, 000
	電気使用料収益			240,000	0	240, 000
事	業受託収益		5, 860, 000	0	0	5, 860, 000
	市事業受託収益		5, 860, 000	0	0	5, 860, 000
受!	取補助金等		35, 207, 000	0	2, 941, 000	38, 148, 000
	受取地方公共団体補		35, 127, 000	0	2, 941, 000	38, 068, 000
	受取民間団体補助金	È	80,000	0	0	80,000
雜」	<b>収益</b>		2,000	1,000	0	3, 000
	受取利息		1,000	1,000	0	2,000
	雑収益		1,000	0	0	1,000
	常収益計		41, 071, 000	11, 122, 000	3, 861, 000	56, 054, 000
	常費用					
事	<b>業費</b>		44, 935, 000	6, 184, 000	0	51, 119, 000
	給料手当		4, 559, 000	1, 717, 000	0	6, 276, 000
	臨時雇賃金		50,000	50,000	0	100, 000
	福利厚生費		731, 000	341,000	0	1, 072, 000
	会議費		84,000	0	0	84,000
	旅費交通費		724, 000	111,000	0	835, 000
	通信運搬費		277, 000	46,000	0	323, 000
	消耗什器備品費		10,000	5,000	0	15, 000
	消耗品費		836, 000	65, 000	0	901, 000
	修繕費		0	50,000	0	50, 000
	印刷製本費		225, 000	26, 000	0	251, 000
	光熱水費		35, 000	266, 000	0	301,000
	賃借料 (2) (2) (2)		559, 000	1, 860, 000	0	2, 419, 000
	保険料		2,000	0	0	2,000
	諸謝金		200,000	0	0	200, 000

	科	目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合 計
	租税公課		442,000	1, 100, 000	0	1, 542, 000
	支払負担金		1, 608, 000	0	0	1,608,000
	支払助成金		34, 084, 000	0	0	34, 084, 000
	支払返還金		2,000	0	0	2,000
	委託費		0	467,000	0	467, 000
	雑費		507,000	80,000	0	587,000
	管理費		0	0	4, 725, 000	4, 725, 000
	役員報酬		0	0	0	0
	給料手当		0	0	2, 356, 000	2, 356, 000
	福利厚生費		0	0	389, 000	389, 000
	会議費		0	0	386, 000	386, 000
	旅費交通費		0	0	127, 000	127, 000
	通信運搬費		0	0	52, 000	52,000
	消耗什器備品費	ť	0	0	5, 000	5, 000
	消耗品費		0	0	40, 000	40, 000
	印刷製本費		0	0	29, 000	29, 000
	光熱水費		0	0	19, 000	19,000
	賃借料		0	0	163, 000	163, 000
	支払負担金		0	0	145, 000	145, 000
	支払返還金		0	0	0	0
	委託費		0	0	931, 000	931, 000
	雑費		0	0	83, 000	83, 000
	経常費用計		44, 935, 000	6, 184, 000	4, 725, 000	55, 844, 000
	評価損益等調整	<b>坚前当期経常増減額</b>	0	0	0	0
	評価損益等計		0	0	0	0
	当期経常増減額	Į.	△ 3,864,000	4, 938, 000	△ 864,000	210, 000
2 経	常外増減の部					
(1)	経常外収益					
	経常外収益計		0	0	0	0
(2)	経常外費用					
	経常外費用計		0	0	0	0
	当期経常外増減	<b>戈額</b>	0	0	0	0
	他会計振替額		3, 000, 000	△ 3,000,000	0	0
	当期一般正味則		△ 864,000	1, 938, 000	△ 864, 000	210, 000
	一般正味財産期		2, 699, 939	18, 246, 755	△ 4, 043, 415	16, 903, 279
	一般正味財産期	用末残高	1, 835, 939	20, 184, 755	△ 4, 907, 415	17, 113, 279
Ⅱ 指定正	味財産増減の部	L. L. M. N. F. S.				
	当期指定正味則		0	0	0	0
	指定正味財産期		90, 000, 000	0	10, 000, 000	100, 000, 000
	指定正味財産期	用末残高	90, 000, 000	0	10, 000, 000	100, 000, 000
Ⅲ 正味財	産期末残高		91, 835, 939	20, 184, 755	5, 092, 585	117, 113, 279

## 「参考」

## 公益財団法人長崎市スポーツ協会基本財産受入状況

(令和4年2月4日現在)

(単位:千円)

受入年月日	受入額	出資者	累計額
平成2年12月26日	60,000	長 崎 市 (出捐金)	
	8, 051	㈱親和銀行他 20 団体(免税募金)	
	2, 100	KTNスポーツ振興財団他 2 団体	
	800	故松平大輔氏	
	1,600	3 2 加盟団体	
	7 0	(財)長崎市体育協会	
	計72,621		72,621
平成3年6月28日	2 9	嶋住タツゑ氏	
	3 5 0	(財)長崎市体育協会	
	計 379		73,000
平成4年3月31日	1, 450	38加盟団体	
	1 5 0	(財)長崎市体育協会	
	計 1,600		74,600
平成5年3月31日	2 1	嶋住タツゑ氏	
	3 0 0	吉田 恒雄氏	
	200	江頭 光男氏	
	1, 220	38加盟団体	
	4, 979	(財)長崎市体育協会	
	計 6,720		81, 320
平成6年3月31日	1 0	平井 清光氏	
	1 0	南リトルリーグ	
	1, 220	38加盟団体	
	6,050	(財)長崎市体育協会	
	計 7,290		88,610
平成7年3月31日	1, 220	38加盟団体	
	6, 420	(財)長崎市体育協会	
	計 7,640		96, 250
平成8年3月31日	1, 412	41加盟団体	
	2, 338	(財)長崎市体育協会	
	計 3,750		100,000

#### 公益財団法人長崎市スポーツ協会定款(抜粋)

(目 的)

第3条 この法人は、長崎市におけるスポーツの普及・振興等に関する事業を行い、市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 加盟団体の育成強化と連絡調整に関する事業
  - (2) スポーツ大会及びスポーツ教室の開催等スポーツの普及、競技力向上に関する事業
  - (3) スポーツ大会への選手の派遣に関する事業
  - (4) 指導者の資質の向上に関する事業
  - (5) 市民の健康・体力つくりに関する事業
  - (6) スポーツに関する市民の相談に関する事業
  - (7) スポーツの調査研究及び広報活動に関する事業
  - (8) スポーツ功労者の表彰に関する事業
  - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 第1項に規定する事業については、長崎市及びその周辺において行うものとする。
- 3 この法人は、第1項の事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。
- (1) 物品販売事業
- (2) 駐車場事業
- (3) その他前各号に掲げる事業に関連する事業

#### 地 方 自 治 法

- 第221条第3項 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払いを保証し、又は損失保償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。
- 第243条の3第2項 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎 事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出 しなければならない。

#### 地方自治法施行令

- 第152条第1項 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。
  - 1 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社 及び地方独立行政法人
  - 2 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人および一般財団法人並びに株式会社
- 第173条第1項 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

### 公益財団法人長崎市スポーツ協会設立までの経過

長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする法人の設立計画に基づき、平成2年3月28日財団法人長崎市体育協会設立発起人会を開催し、関係議案の議決を経て同年12月7日長崎県教育委員会に設立の許可を申請し、同年12月17日付で設立を許可されたので同年12月21日財団法人の設立登記を完了し、事務所を長崎市桜町6番3号に置き発足した。その後、平成9年5月10日に事務所を長崎市魚の町5番1号に移転した。

また、平成20年に施行された新たな公益法人制度に基づき、平成25年8月に長崎県知事あてに移行認定申請書を提出し、平成26年4月1日から公益財団法人に移行した。 平成30年4月1日から公益財団法人長崎市スポーツ協会へと名称の変更を行った。

## 公益財団法人長崎市スポーツ協会役員名簿

#### 令和4年2月4日現在

役職名	氏	名	選出区分 所属団体	
会長理事	川村	豊彦	競技団体市バスケットボール協会	会
副会長理事	浅田	五郎	スポーツ推進団体 市 テ コ ン ド ー 協 会	会
副会長理事	永 山	学 而	競技団体市体操協	会
理 事 長	渡辺	雄 児	競技団体市ライフル射撃協会	会
専務理事	石 本	智哉	長崎市スポーツ協会 長崎市スポーツ協会事務月	局
理 事	井	克 史	長崎市市民生活部 長崎市市民生活部スポーツ振興調	課
理 事	寺 井	等	競技団体市陸上競技協会	会
理 事	野口	達 也	競技団体市ソフトテニス連盟	盟
理 事	岩 永 堅	之進	競技団体市サッカー協会	会
理 事	田中	貞夫	競技団体市バドミントン協会	会
理 事	加納(	修 二	競技団体市トライアスロン協会	会
理事	金山	泰久	競技団体市テニス協会	会
理事	濵 浦	美 子	スポーツ推進団体 市 バ ト ン 協 名	会
理事	川口	義 己	競技団体市バレーボール協会	会
理事	北島	利彦	競技団体 市ラグビーフットボール協会	会
理事	濵 口	俗樹	学校体育団体市中学校体育連盟	盟
理 事	柏木	俊 彦	校区体育団体三重地区体育会	会
理事	宮城	直 泰	学 識 経 験 者 日本スポーツ協会公認スポーツドクタ	
理事	小原	達 朗	学識経験者長崎大学教育学部教持	受
理事	神田	和 征	スポーツ少年団市スポーツ少年団本部委員会	会
監 事	北村 1	征彦	競技団体市 水泳 連盟	盟
監 事	平田を	りさ	スポーツ推進団体 市 ダ ン ス 連 !	盟